

吹田市地域公共交通会議設置要領

(目的)

第1条 吹田市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、吹田市千里山地区等において需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について意見又は助言を聴取することを目的とする。

(意見等を聴取する事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見等を聴取するものとする。

- (1) 吹田市千里山地区等において需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保等、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項（適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項等）
- (2) その他会議が必要と認める事項

(構成)

第3条 会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 吹田警察署長又はその指名する者
- (7) 学識経験者
- (8) その他会議の運営上必要と認められる者

2 委員の任期は、5年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に次の者を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、会務を総括し、会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第5条 会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理の者の出席を持って、当該委員の出席とみなす。

4 会議は、原則として公開する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、土木部総務交通室において行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この要領は、令和元年 12 月 17 日から施行する。